

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和5年9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社京都銀行 代表取締役 安井 幹也 電話番号: 075-361-2277					
主たる業種	金融業	細分類番号	6	2	2 1		
事業者区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	事業活動や環境保全活動などを通じて、気候変動を含む環境問題の解決に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していく。						
計画を推進するための体制	環境問題は経営の重要課題と位置付け、積極的・継続的に環境保全活動を推進している。省エネギー、省資源、リサイクル活動を実施し、排出量削減を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,464.0 トン	5,127.4 トン	4,498.3 トン	4,408.2 トン	-14.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,839.4 トン	5,127.4 トン	4,498.3 トン	4,408.2 トン	-19.9 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	RE100に対応した再エネプランの導入及び、デマンドレスポンスの継続的な参加による社内での節電意識の醸成。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積÷100)	3.11	2.91	2.56	2.51	-14.47 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	2030年度CO ₂ 排出量の50%削減(2013年度対比)へ向け、初年度にはRE100の再エネプランの取組を実施予定。全行的に節電を推進し、年2%以上の削減を目指す。					
	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	37 パーセント	50 パーセント	75 パーセント	75 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	LED照明への切替による省電力の推進。エネルギー使用状況の各事業への還元。再エネプランの取組。					
	令和6年度	LED照明への切替による省電力の推進。エネルギー使用状況の各事業への還元。再エネプランの取組。					
	令和7年度	社会情勢や政府方針に基づく節電活動を中心に積極的に推進。再エネプランの取組。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤は原則不可 (店舗の立地条件および通勤事情よりみてやむを得ないと判断した場合、所属長が許可する)					
	上記の措置を採用する理由	従来より実施し、抑制効果がある。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	デマンドレスポンスの参加による電力逼迫時の積極的な省エネ貢献。						
特記事項	変更なし。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。